

平成 24 年度有価証券報告書レビューの実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。平成 24 年度の実施結果の概要は、以下のとおり。

I. 法令改正関係審査

1. 審査対象

平成 24 年 3 月 31 日を決算期末とするすべての有価証券報告書の提出会社（計 2,818 社）。

2. レビューの実施方法

平成 24 年 3 月期より適用された「比較情報に関する注記」及び「遡及適用に係る注記」について、全社統一の質問状を送付し、回答を受けた。その回答内容に応じて、一部の会社については、後述の重点テーマ審査及び情報等活用審査に含めて、追加質問を行った。

3. レビュー結果の概要

概ね新たな開示制度への対応がなされていることが確認された。

II. 重点テーマ審査及び情報等活用審査

1. 審査対象

平成 24 年 3 月 31 日から平成 25 年 3 月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社（4,042 社）の中から、重点テーマ審査及び情報等活用審査それぞれについて、審査対象を以下のとおり抽出。

（1）重点テーマ審査（319 社）

以下の重点テーマに着目して審査対象を抽出。

- 無形固定資産（のれんの計上額を含む）の評価
- 投資有価証券（ファンドに対する投資を含む）の評価
- 関連当事者取引（役員に対する貸付を含む）

（2）情報等活用審査（9 社）

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、審査対象を抽出。

2. レビューの実施方法

(1) 質問状の送付

抽出理由となった重点テーマ等について、審査対象ごとに個別に質問状を作成し、財務局等より順次送付した。なお、質問内容には、以下のような観点も反映した。

- 法令や会計基準への形式的な準拠性のみでなく、投資者にとって十分に明瞭で理解し得る記載となっているか
- 重点テーマ以外のその他周辺事項についても、疑問点はないか
- 有価証券報告書以外の開示書類（四半期報告書や内部統制報告書等）への影響はないか

(2) 回答の審査

財務局等より送付した質問状は、2週間程度の期日内に回答を受け、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理・開示の適正性等を審査した。回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、これらが解消するまで、繰り返し追加で質問を行った。

審査の結果、有価証券報告書の記載内容に不備や不十分な点が認められた場合には、その内容に応じて、以下の対応を要請した。

- 過去に提出された有価証券報告書の訂正報告書の提出
- 将来提出される有価証券報告書における記載の充実

(注) なお、本レビューにおける審査の終了をもって、有価証券報告書の開示の正確性が保証されるものではない点に留意されたい。

3. レビュー結果の概要

具体的な質問と回答の内容は、各社の状況に応じて異なるものの、概ね適切に開示がなされていることが確認された。ただし、一部の会社において、以下のように有価証券報告書の記載又は質問に対する回答に適切ではない事例が確認された。

(1) 無形固定資産（のれんの計上額を含む）の評価

ア. 企業結合時の会計処理と開示

質問内容

企業結合の会計処理及び開示が適切になされているかを確認するため、企業結合が行われた年度において、以下の事項を質問した。

- 当該企業結合の概要
- 実施した会計処理及び根拠資料

審査結果

取得による企業結合の開示について、注記が全くなされていない事例や、注記されていてもその内容について、以下のように不備や不十分な点が認められる事例が確認された。

- 取得原価の配分が完了せず、のれん等の金額が確定しない場合に、暫定的な会計処理を行っている旨の記載はあるものの、配分が完了していない具体的な理由の記載がない事例
- 取得による企業結合が行われている場合において、当該企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法を記載していない事例

留意事項

企業結合が行われた年度においては、当該企業結合の概要等を、法令に従って具体的に記載する必要があることに留意されたい（財務諸表等規則第8条の17、連結財務諸表規則第15条の12等）。

イ. 減損の要否の判断

質問内容

無形固定資産（のれんの計上額を含む）について、減損の要否が適切に判断されているかを確認するため、貸借対照表に計上されている無形固定資産について、以下の事項を質問した。

- グルーピングの方法
- 減損の兆候の有無の判断方法
- 減損損失の認識の要否の判断方法（将来キャッシュ・フローの根拠資料を含む）

審査結果

減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フローについて、見積りの根拠が不明確である事例が確認された。

留意事項

当該将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく必要があることに留意されたい（「固定資産の減損に係る会計基準」二4.（1））。

ウ. 減損損失等の計上と開示

質問内容

減損損失等の会計処理及び開示が、関連する資産も含めて、適切になされているかを確認するため、減損損失等を認識した資産について、以下の事項を質問した。

- 当該資産の内容
- 回収可能価額（正味売却価額あるいは使用価値）の算定方法及び根拠

審査結果

減損損失等の開示について、以下のように不備や不十分な点が認められる事例が

確認された。

- 減損損失等を認識したのれん等の内容が不明瞭な事例（連結子会社株式の減損に伴うのれんの一括償却であって、減損ではないという理由で、当該損失の内容を注記していない事例を含む）
- 回収可能価額（正味売却価額あるいは使用価値）の算定方法の記載が不明瞭な事例

留意事項

減損損失を認識した場合には、当該減損損失の内容を明瞭に注記する必要があることに留意されたい（財務諸表等規則第95条の3の2、連結財務諸表規則第63条の2）。

また、連結子会社株式の減損に伴うのれんの一括償却であっても、実質的にその内容が減損と同様の内容であれば、減損損失を認識した場合と同様の開示が必要であると判断されることがある。

（2）投資有価証券（ファンドに対する投資を含む）の評価

質問内容

投資有価証券の評価が適切になされているかを確認するため、保有している投資有価証券について、以下の事項を質問した。

- 投資有価証券の内容
- 減損処理のための基準
- 実在性及び評価の妥当性の確認方法及び根拠資料

また、減損処理が行われている場合には、以下の事項も質問した。

- 当該減損処理額の算定方法及び根拠

審査結果

実施した減損処理が注記されていない事例が確認された。

留意事項

有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記する必要があることに留意されたい（財務諸表等規則第8条の7第3項、連結財務諸表規則第15条の6第3項）。

（3）関連当事者取引（役員に対する貸付を含む）

質問内容

関連当事者取引の会計処理及び開示が適切になされているかを確認するため、以下の事項を質問した。

- 当該取引の概要
- 貸付がある場合に、回収可能性の判断方法及び根拠
- 保証債務がある場合に、保証債務履行の可能性の判断方法及び根拠

審査結果

関連当事者との取引の開示について、以下のように不備や不十分な点が認められる事例が確認された。

- 関連当事者の範囲について正確に把握しておらず、取引全体の記載が漏れている事例
- 取引の内容が不明瞭な事例
- 取引条件及び取引条件の決定方針等、必要な事項の記載がない事例

留意事項

関連当事者との取引の記載に当たっては、関連当事者の範囲(財務諸表等規則第8条第17項、連結財務諸表規則第15条の4)を網羅的に把握し、取引の内容等の必要な事項を正確に記載する必要があることに留意されたい(財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2)。

(4) その他

ア. 重要性の判断

質問内容

重要性についての判断が適切になされているかを確認するため、重要性が乏しいことを理由として記載を省略した事項がある場合に、重要性の設定方法について質問した。

審査結果

重要性の判断について、以下のように不十分な点が認められる事例が確認された。

- 質的重要性(当該事項の性質等)について全く考慮していない事例
- 金額的重要性について単一の指標のみ(例えば、総資産に対する一定比率のみ)を検討し、その他の指標について全く検討していない事例

留意事項

重要性が乏しいことを理由として記載を省略する場合には、当該事項の重要性について、慎重かつ総合的に検討すべきことに留意されたい(「企業会計原則注解」注1、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第35項等)。

イ. 為替予約等の時価に関する注記

質問内容

デリバティブ取引に関する注記における為替予約取引等の記載において、契約額等、時価及び評価損益間の整合性を確認するため、為替予約取引等の契約額等、時価及び評価損益の記載の根拠について質問した。

審査結果

為替予約取引等の時価として、当該為替予約等の契約額の期末日における評価額を記載している事例が確認された。

留意事項

デリバティブ取引に関する注記における時価は、当該デリバティブ取引により生じる債権又は債務の時価を記載すべきであり、為替予約取引等の時価として記載すべき金額は、当該為替予約等の契約額の期末日における評価額とは異なることに留

意されたい（財務諸表等規則第 8 条第 41 項、第 8 条の 8、及び連結財務諸表規則第 2 条第 34 号、第 15 条の 7）。

以 上